

2015年(平成27年) 9月12日(土) マイナンバー制度 特別号

広報いちかわは新聞折り込みでお届けする他、市内各駅の広報スタンドと公共施設で配布しています。入手困難な方で自宅への配布をご希望の場合は、広報広聴課へお問い合わせください。

- 通知カードを受け取ったら …… 2面
- 住民基本台帳カードはどうなるの … 3面
- 素朴な疑問に答えます …… 4面



▲マイナちゃん

10月から通知「マイナンバー」

— 利用開始は平成28年1月から —

マイナンバーは、「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会の実現」「行政の効率化」を実現するため、税・社会保障・災害対策の分野で利用する番号です。

☎ 334-1124 市民課

マイナンバーで期待される効果

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。

公平・公正な社会の実現

負担を不当に免れることや生活保護などの不正受給の防止に役立ちます。

行政の効率化

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。

簡易書留で通知カードが発送されます ※必ず受け取ってください

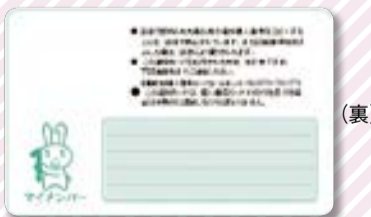
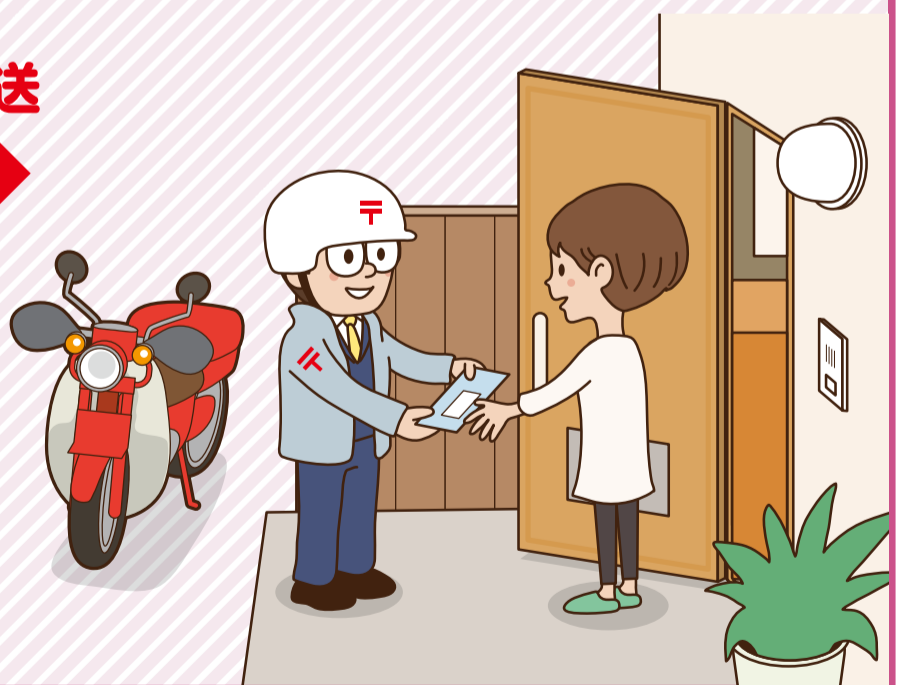
10月5日(月)以降、住民票の住所に一人ひとりのマイナンバー(12桁の番号)をお知らせする「通知カード」が簡易書留で発送されます。

マイナンバーは、勤務先での手続きや確定申告などに使いますので、「通知カード」は確実に受け取り、大切に保管してください。

簡易書留



郵送



やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることができない方は、「居所情報登録申請書」を9月25日(金)までに市民課に持参または郵送(〒272-8501 ※住所不要)してください。

【申請が必要な方】

- | | | |
|--------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------|
| 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方 | ： DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者 | ： 1人暮らしで、長期間、医療機関・施設(老人ホームなど)に入院・入所されている方 |
| | ： で住所地以外の居所に移動されている方 | |

申請書は、市公式 Web サイトでダウンロード可。または、市民課に連絡してください。